

小牧市まち・ひと・しごと創生推進懇談会設置要綱

〔平成28年10月18日〕
〔28小秘第609号〕

（設置）

第1条 小牧市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、推進等に関し意見交換を行うため、小牧市まち・ひと・しごと創生推進懇談会（以下「推進懇談会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 推進懇談会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 小牧市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関すること。
- (2) 小牧市まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策及び事業の効果の検証に関すること。
- (3) 小牧市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果的かつ効率的な推進のための検討に関すること。
- (4) その他小牧市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に関し必要なこと。

（組織）

第3条 推進懇談会は、市長及び委員8人以内で組織する。

2 推進懇談会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 産業に関し識見を有する者
- (2) 金融機関の代表
- (3) 労働者の現状についての識見を有する者
- (4) 子ども・子育てに関し識見を有する者
- (5) 出版、広告等の業に係る者
- (6) 福祉機関の代表
- (7) その他市長が適当と認める者

（地方創生アドバイザー）

第4条 推進懇談会に、必要に応じて地方創生アドバイザーを置くことができる。

2 地方創生アドバイザーは、地方創生の実現のための幅広い分野の知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（座長）

第5条 推進懇談会に座長を置き、委員の中から市長が指名する。

2 座長は、推進懇談会の議事を進行する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、市長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進懇談会の会議は、必要に応じて市長が招集する。

(庶務)

第7条 推進懇談会の庶務は、市長公室秘書政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進懇談会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月18日から施行する。

この要綱は、令和元年7月29日から施行する。